

～ 本市のまちなかに転入・転居する方に ～

宇都宮市若年夫婦，子育て世帯及び新卒採用者等家賃補助金

令和6年度



(写真提供：一般社団法人 宇都宮観光コンベンション協会)

この補助金は、本市のまちなかへの居住を促進し、活力あるまちづくりを進めることを目的に、本市の居住誘導区域にある民間賃貸住宅へ転入・転居した世帯に、家賃の一部の補助を行うものです。(市外転入者 上限12万円+子ども1人につき1万円加算，市内在住者 上限6万円+子ども1人につき1万円加算，1回限りの補助)

補助申請につきましては、対象区域や年齢，所得などの資格要件がありますので、本手引きを必ずご覧ください。

対象区域

○本補助金の補助対象区域は次のとおりです。

① 「宇都宮市立地適正化計画」で定める次の区域

高次都市機能誘導区域，都市機能誘導区域，居住誘導区域

区域については、「宇都宮まちかど情報マップ」をご覧ください。

宇都宮市公式ホームページを開き、「トップページ」>「市政情報」>「便利な機能」
「宇都宮まちかど情報マップ」>「地図を見る」の手順で閲覧できます。
スマートフォンの場合は、次の2次元コードを読み取ってください。



パソコンで閲覧

手順1 宇都宮まちかど情報マップを開き、画面左側の『操作ツール』⇒『▽地図切替』⇒『マップ切替』の選択メニューから、『立地適正化計画に係る誘導区域』を選択

手順2 画面上側の『住所から探す』を選択し、住所を入力し『検索』

住所地が、青色の面に含まれていれば『高次都市機能誘導区域』，赤色の面に含まれていれば『都市機能誘導区域』，オレンジ色の面に含まれていれば『居住誘導区域』に該当となります。

スマートフォンで閲覧

手順1 宇都宮まちかど情報マップを開き、画面左上のメニュー（三本線のマーク）から『メニュー画面に戻る』を選択し、下の方にある『立地適正化計画に係る誘導区域』を選択

手順2 メニュー（三本線のマーク）から『住所から探す』を選択し、住所を入力し『地図』で確認

住所地が、青色の面に含まれていれば『高次都市機能誘導区域』，赤色の面に含まれていれば『都市機能誘導区域』，オレンジ色の面に含まれていれば『居住誘導区域』に該当となります。

※境界付近に所在する場合は、NCC推進課（632-2039）へお問合せください。

資格要件

○本補助金の交付を受けるためには次の資格要件を**すべて満たす**必要があります。

	項 目	内 容
資 格 要 件	対象者	<p>○次の(1)～(4)のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 若年夫婦・・・申請日の属する年度の末日において、夫婦いずれもが満40歳未満であり、かつ、<u>夫婦のいずれかが市外転入者</u>であるもの。</p> <p>(2) 子育て世帯・・・高校3年生相当まで(満18歳に達する日以後の最初の3月31日)の子どもがいる世帯で、かつ、<u>世帯員のいずれかが市外転入者</u>であるもの。</p> <p>(3) 新卒採用者・・・申請日の属する年度の末日において、学校を卒業卒業見込みまたは卒業後3年以内の者で、市内の事業所に就労する満29歳以下。</p> <p>(4) 結婚を希望する女性・宇都宮市で結婚を希望する女性で、とちぎ結婚支援センターに登録する等により結婚活動を行うもの。</p> <p>○新卒採用者・結婚を希望する女性の場合は、対象住宅に住民登録した日からさかのぼり1年間において、世帯員全員が補助対象区域(1ページ参照)内に居住したことがないこと。</p> <p>○対象住宅の賃貸借契約の賃借人であること。</p> <p>○対象住宅に住民登録した日(新婚世帯の場合は、住民登録した日または婚姻届が受理された日を比較して遅い日)から3か月を経過してから、6か月以内の申請であること。</p>
	収入基準	○世帯員の年間の所得の合計額が基準以下であること。(4ページ参照)
	対象住宅	<p>○補助対象区域(1ページ参照)内の民間賃貸住宅であること。</p> <p>○次の住宅は補助対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅、県営住宅、サービス付き高齢者向け住宅 ・社宅、寮等の事業主等から貸与を受けた住宅 ・借主が会社名義の住宅
	その他	<p>○世帯員全員について、次の要件を全て満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請日時点において、市内に、持ち家^{*1}を所有していないこと。^{*2} ・市税の滞納がないこと。 ・自治会に加入していること。^{*3} ・既に本制度及び廃止前の宇都宮市若年夫婦子育て世帯家賃補助金を利用していないこと。 ・家賃補助に関する他の公的助成制度を同時に利用していないこと。 ・宇都宮市暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではないこと。

※1 自ら居住するため所有権の保存または移転の登記を完了した住宅であって、人に貸し出したものを除きます。

※2 世帯員のいずれかが、対象住宅に住民登録した日からさかのぼり1年以内に、宇都宮市内に居住していた場合は追加書類(6ページ参照)が必要です。

※3 地域コミュニティ活性化のため、自治会への継続加入をお願いします。自治会の加入方法等については、市役所10階の宇都宮市自治会連合会事務局(632-2289)または、みんなでまちづくり課(632-2900)にお問合せください。

補助金額

○本補助金の金額は次のとおりです。毎月の補助ではなく、一回限りの補助となります。

補助項目		市外転入者 ※1	市内転居者 ※2
基本額	補助対象住宅への入居	4万円	2万円
加算項目 ①	高次都市機能誘導区域への入居	2万円	2万円
	東京圏からの転入 ※3	2万円	—
加算項目 ②	(1)近居 ※4 (2)子育て支援施設近くでの居住 ※5 (3)二地域居住 ※6 (4)新婚夫婦 ※7 (5)勤務者（1万円/1人） ※8 (6)市内勤務 ※9 (7)テレワーク勤務 ※10	1万円/1項目 (上限4万円) 単身女性世帯は 1項目該当で上限 額の4万円になり ます。	1万円/1項目 (上限2万円) 単身女性世帯は 1項目該当で上限 額の2万円になり ます。
	高校3年生相当までの子の同居 ※11	1万円/子1人 (上限なし)	1万円/子1人 (上限なし)

※1 市外転入者・・・・・・・・直近の転入日（市に住民登録した日をいう。）からさかのぼり2年以上市外に居住し、かつ、補助金の申請の日（以下「申請日」という。）において当該転入日から1年未満の者

※2 市内転居者・・・・・・・・市外転入者に該当しない世帯

※3 東京圏・・・・・・・・東京都，神奈川県，埼玉県，千葉県

※4 近居・・・・・・・・世帯に属する者のいずれかの直系尊属が，補助対象者と同一のまたは隣接する小学校区内に別に居住していること。

※5 子育て支援施設近くでの居住 子育て世帯の未就学児が通う保育園，幼稚園，託児所等が，補助対象者と同一のまたは隣接する小学校区内にあることをいう。

※6 二地域居住・・・・・・・・世帯に属する者のいずれかが，市外に，自ら居住するための住宅を所有し，または民間賃貸住宅を借り受けていることをいう。

- ※7 新婚夫婦・・・・・・・・・・ 申請日において、若年夫婦で、婚姻届が受理された日から1年未満のものをいう。
- ※8 勤労者・・・・・・・・・・ 就労する労働者、法人経営者及び個人事業主がいる世帯
- ※9 市内勤務・・・・・・・・・・ 世帯に属する者のいずれかが、労働者、法人の役員または個人事業者であって、**宇都宮市内**の事業所に勤務するもの（労働者の場合には、予定を含む。）をいう。
- ※10 テレワーク勤務・・・・・・・・ 世帯に属する者のいずれかが、**宇都宮市外**の事業所に勤務する労働者、法人の役員または個人事業者であって、情報通信機器を利用して在宅勤務することができる勤務形態であることをいう。
- ※11 高校3年生相当までの子 高校3年生相当（満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）以下の子ども（胎児を含む）がいる世帯

所得基準

○世帯員の年間の所得の合計額が、次の表の金額以下であることが要件です。

- ・申請月が4月～6月の場合：前々年分（令和4年1月～12月分）の所得
- ・申請月が7月～翌3月の場合：前年分（令和5年1月～12月分）の所得が基準となります。

世帯員の年間の所得の合計額			
1人	2人	3人	4人
5,160,000円以下	5,540,000円以下	5,920,000円以下	6,300,000円以下

・5人以上の計算方法： $(\text{人数} - 1) \times 380,000 + 5,160,000$

・「所得金額」とは、総収入金額から必要経費を除いたあとの金額で、市区町村長が発行する課税（所得）証明書の所得金額の合計欄の金額です。

交付申請に必要な書類

（原本または写しを提出してください。）

○共通書類（すべての申請者に必要です。）

必 要 書 類	内 容									
① 交付申請書兼請求書 (様式第1号)	○補助対象者の名義で記入したもの ○申請者の名義の口座を記入したもの									
② 個人情報調査の同意書 (様式第2号)	○申請に係る世帯員全員が記入したもの ○多世代同居や近居に該当する場合、その世帯員も記入が必要です。 ○同意書を提出しない場合は、発行日から3か月以内の世帯員全員の住民票の写しと課税証明書（所得証明書）及び宇都宮市税の完納証明書の提出が必要です。									
③ 入居物件の 賃貸借契約書	○申請者が賃貸借契約の借借人であること。 ○重要事項説明書とは異なる書類です。									
④ 課税証明書 または 所得証明書	○申請時期により、証明書の年度と交付元が異なります。									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">申請時期</th> <th style="width: 40%;">4～6月</th> <th style="width: 40%;">7月～翌年3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度</td> <td>令和5年度証明書 (令和4年1月～12月の所得を証明したもの)</td> <td>令和6年度証明書 (令和5年1月～12月の所得を証明したもの)</td> </tr> <tr> <td>交付元</td> <td>令和5年1月1日時点で、住民登録していた市区町村※</td> <td>令和6年1月1日時点で、住民登録していた市区町村※</td> </tr> </tbody> </table>	申請時期	4～6月	7月～翌年3月	年度	令和5年度証明書 (令和4年1月～12月の所得を証明したもの)	令和6年度証明書 (令和5年1月～12月の所得を証明したもの)	交付元	令和5年1月1日時点で、住民登録していた市区町村※	令和6年1月1日時点で、住民登録していた市区町村※
	申請時期	4～6月	7月～翌年3月							
年度	令和5年度証明書 (令和4年1月～12月の所得を証明したもの)	令和6年度証明書 (令和5年1月～12月の所得を証明したもの)								
交付元	令和5年1月1日時点で、住民登録していた市区町村※	令和6年1月1日時点で、住民登録していた市区町村※								
<p>※宇都宮市に住民登録していた場合は、提出不要です。</p> <p>○世帯員全員の証明書が必要です。 ○主たる生計者の所得控除の内訳等により所得状況を確認できる場合は、無収入の方の証明書は不要です。 ○源泉徴収票とは異なる書類です。</p>										
⑤ 自治会加入証明書 (様式第3号) または 自治会費の領収書	○自治会長の署名及び押印がある自治会加入証明書で証明日から3か月以内のものまたは自治会費の領収書 ○お住まいの地域に自治会がない場合には、住宅政策課(市役所9階)の窓口で、自治会加入誓約書を記入してください。									

○共通書類（新卒採用者または結婚を希望する女性は必要です。）

対象者	必要書類
新卒採用者	次の(1)および(2)の書類 (1) 学校を卒業後3年以内または卒業見込みであることが確認できる卒業証明書または卒業（見込み）証明書 (2) 市内の事業所に勤務していることを確認できる書類（6ページの追加書類のうち、加算項目「市内勤務」を参照）
結婚を希望する女性	○結婚活動をしていることが確認できるとちぎ結婚支援センター登録証、結婚相談所登録証または婚活パーティー参加証等の書類

○追加書類（次の①～③に該当した場合には、原本または写しを提出してください。）

① 世帯員のいずれかが、対象住宅に住民登録した日からさかのぼり1年以内に、宇都宮市内の持家以外（賃貸借契約に基づき貸し出された住宅または実家や社宅等）に居住していた場合

必要書類	
前住所の住宅が持家ではないことが分かる次のいずれかのもの	
(1) 賃貸借契約書＋直近の家賃の支払いを確認できる書類（通帳やクレジットカードの利用明細の画面キャプチャ等）または退去時の清算書	
(2) 社宅使用料の支払いを確認できる直近の給与明細	
(3) 発行日から3か月以内の前住所の不動産登記事項証明書（建物の履歴全部事項証明書）	

② 世帯員のいずれかが、対象住宅に住民登録した日からさかのぼり1年以内に、宇都宮市内の補助対象区域外の持家に居住していた場合

必要書類	
申請日時点において、持家を所有していないことが分かる次のいずれかのもの	
(1) 前住所の住宅の売買契約書または媒介契約書	
(2) 前住所の住宅を貸し出していることが分かる賃貸借契約書	

○追加書類（次の加算項目（3ページ記載）を申請する場合は、必要です。）

加算項目	必要書類
近居	近居の者が世帯員のいずれかの直系尊属であることを確認できる戸籍証明書で発行日から3か月以内のもの＋近居にあたる世帯の全員が記入した個人情報調査の同意書
子育て支援施設近くでの居住	未就学児が同一小学校区内または隣接小学校区内にある保育園、幼稚園、託児所等に通っていることを証明する書類
二地域居住	次のいずれかのもの (1) 所有建物の不動産登記事項証明書（全部事項証明書または現在事項証明書）で発行日から3か月以内のもの (2) 賃貸契約中の物件の賃貸借契約書＋直近の家賃支払いを確認できる書類（通帳やクレジットカード利用明細の画面キャプチャ等）
新婚世帯	夫婦の記載のある戸籍証明書または婚姻届受理証明書
勤労者または市内勤務（新卒採用者）	市内または市外の事業所に勤務していることを確認できる次のいずれかのもの (1) 勤務証明書（様式第4号）または勤務予定証明書（様式第5号）に 社判 が押印されているもの (2) 直近の給与明細または社員証で、直近の在籍状況かつ就労先の住所（市内勤務の加算項目を申請する場合のみ）を確認できるもの 1つの書類で確認できない場合は複数の書類をご用意ください。 (3) 自営業の場合：直近の確定申告書または開業届（今年1月1日以降に届出したものに限る）
テレワーク勤務	テレワーク勤務証明書（様式第6号）に 社判 が押印されているもの
高校3年生相当までの子の同居（胎児がいる場合）	母子手帳（発行年月日と経過を確認できるページ）

補助金の申請

(1) 補助申請

(資格審査)

(2) 結果の受領
及び交付請求

(3) 補助金の受領

(1) 補助申請

- 申請前に、**資格要件**（2ページ参照）を**すべて満たすこと**を確認してください。
- 申請書類の訂正は、間違えた所に二重線を引き、その上に正しい文言を記入してください。**修正ペンや修正テープの使用はできません。**
- 資格審査の結果、追加で書類提出や資格要件の確認を求められることがあります。申請書の電話の欄には、**日中に連絡のとりやすい電話番号（他の世帯員の連絡先でも可）**や**メールアドレス（u1605@city.utsunomiya.tochigi.jp からのメールを受信できるように設定したもの）**を記入してください。
- 交付申請に必要な書類（5～6ページ参照）を**すべて揃えて**、市役所9階・住宅政策課へ持参・郵送・宇都宮市電子申請共通システムにより提出してください。
- 補助対象住宅の所在地に**住民登録した日**（新婚世帯の場合は、住民登録した日または婚姻届が受理された日を比較して遅い日）から**3か月を経過してから、6か月以内（消印有効）**に申請してください。
- 期限を過ぎた申請は、補助の対象外となります。**

(2) 審査結果の受領

- 審査の結果、交付または不交付を決定します。
- 申請者に対して交付決定通知書を通知します。
- 交付決定を受けた方は、交付申請時に提出した補助金交付申請書兼請求書の提出をもって交付決定日において補助金の請求を行ったものとみなします。

(3) 補助金の受領

- 交付決定日以後、2～3週間後に補助金交付申請書兼請求書に記載された口座に補助金を振り込みます。
- 振込日の通知はありませんので通帳等**で確認してください

交付決定の取消・補助金の返還

○次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定を取り消します。

- ・宇都宮市補助金等交付規則や宇都宮市若年夫婦・子育て世帯及び新卒採用者等家賃補助金交付要綱に違反した場合
- ・偽りその他不正な手段により交付決定者となった場合
- ・交付決定の内容またはこれに付した条件に違反した場合
- ・**交付決定の日から1年以内に転居した場合**

ただし、転勤等の本人の意思によらないやむを得ない事情の場合は除きます。
やむを得ない事情が生じたときは、市に異動事項届出書を提出してください。

○上記事実が判明した場合は、補助金をすみやかに返還していただきます。

その他

○予算の範囲内での補助となり、予算上限になり次第受付を終了します。

○本補助金は所得税法上の課税対象となります。

交付決定通知書は、確定申告に必要となりますので、大切に保管してください。

○受付場所 宇都宮市役所9階・住宅政策課
(地区市民センター等では受付を行っていません。)

○受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土日祝日、年末年始を除く。)

○書類の返却 **審査結果にかかわらず、提出された書類は返却しません。**

洪水等の自然災害への備え

近年、地球温暖化による台風の大型化や局所的豪雨の発生などによって、市内でも甚大な洪水被害等が発生しています。

そのため、洪水等の自然災害に備え、事前にハザードマップにより、自宅付近で予想される浸水等の状況や、避難場所・避難経路を確認しましょう。

また、浸水が想定される区域内にご自宅が所在する場合には、浸水への備え^{*}をお願いします。

浸水が想定される区域での浸水への備えの例

- ・寝室等の居住室を2階以上に設ける。
- ・止水板や土のうを準備する。
- ・地下室を設けない。
- ・コンセント、空調機器、給湯機器などの設備機器を浸水深に応じた高さに設置する。
- ・避難に備え、非常用持出品や家庭内備蓄を準備する。

▼ハザード情報の確認は
こちらから

・宇都宮市
ハザードマップ
(市HP)



・ハザードマップ
ポータルサイト
(国土交通省HP)





【問い合わせ先】

宇都宮市 都市整備部 住宅政策課 住宅政策グループ

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL 028-632-2735

FAX 028-639-0614

E-mail u1605@city.utsunomiya.tochigi.jp